

16. 01

出願時の特例の主張に係る取扱い

1. 商第9条第1項の規定の対象となる博覧会は、以下のとおりである。
 - (1) 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会
 - (2) 政府等以外の者が開設する博覧会であって、特許庁長官の定める基準に適合するもの
 - (3) パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国で開催される国際的な博覧会（政府等若しくはその許可を受けた者が開設するもの）
 - (4) 上記(3)に該当しない国で開催される国際的な博覧会であって、特許庁長官の定める基準（以下「本基準」という。）に適合するもの（政府等若しくはその許可を受けた者が開催するもの）

2. 商第9条第1項に基づく出願時の特例の主張に当たっては、出願人は、出願人が博覧会に出品又は出展した日、及び出品した商品又は出展した役務等についての博覧会への出品又は出展の事実を証明しなければならない（商第9条第2項、商施規第6条の2）。

出品又は出展した事実の証明は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

 - (1) 博覧会開設者による出願人の出品（出展）証明書
 - (2) 博覧会への出品又は出展を示すパンフレット

3. 博覧会が上記1. (2)及び(4)に該当するものである場合は、上記2. の博覧会への出品又は出展の事実の証明に加えて、出願人は、出品又は出展した博覧会が商第9条第1項に基づく「特許庁長官の定める基準」に適合するものであることを証明しなければならない。

本基準に適合するか否かの証明は、例えば、①博覧会名、②主催者名、③政府等による後援の有無等が明確に記載された、一般に頒布するための博覧会のパンフレット、プログラム等の証拠方法によるものとする。

(説明)

1. 商第9条の規定は、出願時の特例を定めたものであり、政府等が開設する博覧会等に出品又は出展した者が、その出品した商品又は出展した役務について使用した商標を、その出品日又は出展日から6月以内に商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす旨を規定している。

2. 本条の趣旨は、博覧会に出品又は出展した者がその出品した商品又は出展した役務に使用した商標を他人が先に商標登録出願をした場合に正当な商標登録出願者であるべき出品(出展)者を保護しようとするものである。
また、本条は、パリ条約第11条の義務を担保する規定でもある。
3. 本基準に適合せず、出願日が遡及しないために、商第4条第1項第11号等の拒絶理由に該当するとされた場合、出願人は、その拒絶理由通知書に対する意見書や拒絶査定不服審判請求を通じて、出願時の特例主張に係る博覧会が本基準に適合しない旨の判断に対して反論をすることができる。
一方、本基準に適合し、出願日が遡及したことにより、商第4条第1項第11号等の拒絶理由に該当しないと判断されて商標登録された場合、第三者は、登録異議の申立てや無効審判請求を通じて、出願時の特例主張に係る博覧会が本基準に適合する旨の判断に対して反論をすることができる。

(参考)

1. 平成23年一部改正前の商標法においては、政府等以外の者が開設する博覧会等については、特許庁長官が指定する博覧会に限り、博覧会への出品又は出展時を出願時とみなす特例(第9条第1項)を規定していた。

改正法においては、出願人の利便性向上及び博覧会開設者の負担軽減といった趣旨から、特許庁長官による博覧会指定がなくとも、一定の基準に適合する博覧会については、出願時の特例の主張が可能な制度とされた。

2. 改正後の商第9条第1項に基づく「特許庁長官の定める基準」は、改正前の商第9条第1項に基づく博覧会の指定基準と実質的には同等である。
「特許庁長官の定める基準」については、商標審査便覧16.04参照。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第9号\(博覧会の賞\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第11号\(先願に係る他人の登録商標\)」の審査基準](#)
- [「第9条\(出願時の特例\)」の審査基準](#)